①

令和８年第４回岐阜市議会定例会議案

令和８年９月１日

目　　次

第65号議案	令和8年度岐阜市一般会計補正予算（第3号）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	1
第66号議案	令和8年度岐阜市競輪事業特別会計補正予算（第1号）‥‥‥‥‥‥	13
第67号議案	令和8年度岐阜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）‥‥‥	17
第68号議案	令和8年度岐阜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）‥	21
第69号議案	岐阜市税条例の一部を改正する条例制定について‥‥‥‥‥‥‥‥	25
第70号議案	岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について‥‥‥	29
第71号議案	岐阜市印鑑条例の一部を改正する条例制定について‥‥‥‥‥‥	33
第72号議案	岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について‥‥‥‥‥‥	37
第73号議案	岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	43
第74号議案	岐阜市斎場条例の一部を改正する条例制定について‥‥‥‥‥‥	49
第75号議案	岐阜市勤労会館条例を廃止する条例制定について‥‥‥‥‥‥‥	51
第76号議案	岐阜市勤労者ふれあいセンター条例を廃止する条例制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	53
第77号議案	岐阜市景観条例の一部を改正する条例制定について‥‥‥‥‥‥	55
第78号議案	工事請負契約の締結について（藍川小学校校舎解体工事）‥‥‥	57
第79号議案	工事請負契約の締結について（藍川東中学校校舎解体工事）‥‥	59
第80号議案	財産の取得について（梯子車）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	61
第81号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて（農業用施設管理瑕疵による原動機付自転車転倒事故）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	63
第82号議案	市道路線の認定及び廃止について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	65
第83号議案	令和7年度岐阜市一般会計、特別会計歳入歳出決算認定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	別冊
第84号議案	令和8年度岐阜市病院事業会計補正予算（第1号）‥‥‥‥‥‥‥	69
第85号議案	損害賠償の額を定めることについて（市民病院医療事故）‥‥‥	77
第86号議案	令和8年度岐阜市下水道事業会計補正予算（第2号）‥‥‥‥‥‥	79

第87号議案　令和7年度岐阜市病院事業会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊
第88号議案　令和7年度岐阜市中央卸売市場事業会計決算認定について・・・・・・・ 別冊
第89号議案　令和7年度岐阜市水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊
第90号議案　令和7年度岐阜市下水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・ 別冊

第65号議案

令和８年度岐阜市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度岐阜市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,577,729千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年９月１日提出

岐　阜　市　長　柴　橋　正　直

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		41,360,736	26,987	41,387,723
	2 国庫交付金	7,088,116	15,000	7,103,116
	3 国庫補助金	2,435,360	11,987	2,447,347
16 県支出金		15,959,076	58,384	16,017,460
	3 県補助金	4,633,464	36,144	4,669,608
	4 委託金	46,447	22,240	68,687
18 寄附金		459,563	200,000	659,563
	1 寄附金	459,563	200,000	659,563
19 繰入金		4,996,842	84,400	5,081,242

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	4,515,452	84,400	4,599,852
20 繰越金		3,243,059	1,788,817	5,031,876
	1 繰越金	3,243,059	1,788,817	5,031,876
21 諸収入		18,021,745	107,265	18,129,010
	4 雑入	5,809,618	107,265	5,916,883
22 市債		9,906,900	534,400	10,441,300
	1 市債	9,906,900	534,400	10,441,300
歳入合計		202,777,476	2,800,253	205,577,729

歳　　出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,328,928	784,130	14,113,058
	1 総務管理費	967,288	72,700	1,039,988
	3 選挙費	101,496	39,500	140,996
	6 企画費	1,780,914	671,930	2,452,844
3 民生費		77,994,249	853,142	78,847,391
	1 社会福祉費	31,184,170	456,207	31,640,377
	2 子ども未来費	28,544,214	160,204	28,704,418
	3 生活保護費	13,551,028	8,031	13,559,059
	4 市民協働生活費	4,590,732	228,700	4,819,432
4 衛生費		14,094,125	86,322	14,180,447

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健衛生費	4,064,670	64,784	4,129,454
	2 保健所費	1,702,531	15,338	1,717,869
	3 環境費	8,326,924	6,200	8,333,124
7 商工費		21,923,202	74,641	21,997,843
	1 商工費	16,052,948	43,500	16,096,448
	2 ぎふ魅力づくり推進費	5,870,254	31,141	5,901,395
8 土木費		17,112,658	809,450	17,922,108
	2 道路橋梁費	4,697,765	571,000	5,268,765
	3 河川水路費	1,305,013	56,850	1,361,863
	5 都市建設費	5,333,322	156,600	5,489,922
	6 公園費	3,410,280	25,000	3,435,280

10 教育費		15,691,582	192,568	15,884,150
	2 小学校費	3,462,279	33,000	3,495,279
	3 中学校費	2,260,961	69,700	2,330,661
	5 大学費	3,185,403	16,000	3,201,403
	8 社会教育費	1,466,647	37,724	1,504,371
	9 保健体育費	3,077,613	36,144	3,113,757
歳出合計		202,777,476	2,800,253	205,577,729

第2表　債務負担行為補正

追　加

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
県議会議員選挙執行関連事業費	令和８年度から令和９年度まで	37,667
市議会議員選挙執行関連事業費	令和８年度から令和９年度まで	82,145
ビジネスカンファレンス開催負担金	令和８年度から令和９年度まで	10,000
支線水路改良工事費	令和８年度から令和９年度まで	51,900
草潤中学校プール解体工事費	令和８年度から令和９年度まで	20,700

第3表　地方債補正

変　更

（単位　千円）

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
社会福祉施設建設助成事業費	134,800	130,600
県営工事費負担金	429,600	482,300
道路橋梁改良事業費	1,440,100	1,805,100
河川水路事業費	435,000	461,400
小中学校解体事業費	99,800	182,300
大学建設事業費	523,000	535,000
計	8,214,900	8,749,300

第66号議案

令和８年度岐阜市競輪事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度岐阜市の競輪事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条　債務負担行為の追加は、「第１表　債務負担行為補正」による。

令和８年９月１日提出

岐　阜　市　長　柴　橋　正　直

第1表　債務負担行為補正

追　加

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
特別競輪開催業務委託費	令和８年度から令和９年度まで	110,000

第67号議案

令和８年度岐阜市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和8年度岐阜市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ579,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,549,884千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月１日提出

岐　阜　市　長　柴　橋　正　直

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険事業収入		49,970,400	579,484	50,549,884
	7 繰越金	28,000	549,006	577,006
	8 雑入	1,236	30,478	31,714
歳入合計		49,970,400	579,484	50,549,884

歳　　出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険事業費		49,970,400	579,484	50,549,884
	3 保険給付費	47,351,997	579,484	47,931,481
歳出合計		49,970,400	579,484	50,549,884

第68号議案

令和８年度岐阜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度岐阜市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条　債務負担行為の変更は、「第１表　債務負担行為補正」による。

令和８年９月１日提出

岐　阜　市　長　柴　橋　正　直

第1表　債務負担行為補正

変　更

（単位　千円）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限　度　額	期　間	限　度　額
保険料納入通知書作成等業務委託費	令和8年度から令和9年度まで	5,500	令和8年度から令和9年度まで	6,500

第69号議案

岐阜市税条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市税条例の一部を改正する条例

岐阜市税条例（昭和25年岐阜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
附　則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第5条の4　第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第17条の3第1項、附則第17条の4第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の2の2第1項、附則第19条の2の3第1項又は附則第19条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	附　則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第5条の4　第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第17条の3第1項、附則第17条の4第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の2の2第1項又は附則第19条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条の2の2　（略） （特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条の2の3　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2)　第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2の3第1	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条の2の2　（略）

項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)　第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4)　附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の岐阜市税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人

の市民税について適用し、施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3　新条例附則第19条の2の3の規定は、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

提　案　理　由

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

第70号議案

岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜市手数料徴収条例（平成12年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後

別表第1（第2条関係）　総務関係事務手数料

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	備考
1　地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1・2　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	3　法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項に関する証明書（同条	固定資産評価等証明書交付手数料	1通につき	300円	土地は5筆まで、家屋は5棟まで、土地及び家屋は併せて5筆・棟までを1通とする。

改正前

別表第1（第2条関係）　総務関係事務手数料

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	額	備考
1　地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1・2　(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	3　法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載をされている事項に関する証明書（同条	固定資産評価等証明書交付手数料	1通につき	300円	土地は9筆まで、家屋は9棟まで、土地及び家屋は併せて9筆・棟までを1通とする。

		ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）							ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）						
	2・3 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）			2・3 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
	4 各種証明に関する事務	1 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）		4 各種証明に関する事務	1 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
									2 固定資産課税台帳（法第382条の2第1項ただし書の規定による措置を講	固定資産課税台帳記載事項閲覧等手数料	土地1筆、家屋1棟につき	100円		

じたものを含む。）に記載をされている事項（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿に記載されている事項に限る。）の閲覧及び写しの交付（法第382条の4に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項

								の記載をしたものの閲覧及び交付を含む。)			
		2・3 (略)	(略)	(略)	(略)			3・4 (略)	(略)	(略)	(略)

附　則

この条例は、令和9年1月4日から施行する。

提　案　理　由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の制定に伴う標準準拠システムへの移行に当たり、固定資産評価等証明書の記載内容を改める等のため、この条例を定めようとする。

第71号議案

岐阜市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市印鑑条例の一部を改正する条例

岐阜市印鑑条例（昭和51年岐阜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（印鑑登録証明書の申請及び交付） 第10条　（略） 2　（略） 3　前項第1号に規定する書面による申請は、次の各号に掲げる申請をする者の区分に応じ、当該各号に掲げるものを添えて行わなければならない。 (1)　印鑑の登録を受けている者　印鑑登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>	（印鑑登録証明書の申請及び交付） 第10条　（略） 2　（略） 3　前項第1号に規定する書面による申請は、次の各号に掲げる申請をする者の区分に応じ、当該各号に掲げるものを添えて行わなければならない。 (1)　印鑑の登録を受けている者　印鑑登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u>（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）を記録したものに限る。以下同じ。）

をいう。以下同じ。）（いずれも電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）を記録したものに限る。以下同じ。）	
(2)　（略）	(2)　（略）
4　交付端末機による申請は、印鑑の登録を受けている者が個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用し、暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。以下同じ。）を入力する方法又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）を記録したものに限る。以下同じ。）を利用し、暗証番号を入力する方法若しくはこれに代わる認証を行う方法により行わなければならない。	4　交付端末機による申請は、印鑑の登録を受けている者が個人番号カードを利用し、暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。以下同じ。）を入力する方法又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）を記録したものに限る。以下同じ。）を利用し、暗証番号を入力する方法若しくはこれに代わる認証を行う方法により行わなければならない。
5　市長は、第1項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。	5　市長は、第1項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

(1)　（略） (2)　個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書を添えた、又は利用した申請　個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効であること及び有効な暗証番号が入力されたことの確認並びに印鑑登録原票の登録事項との照合 (3)　（略）	(1)　（略） (2)　個人番号カードを添えた、又は利用した申請　個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効であること及び有効な暗証番号が入力されたことの確認並びに印鑑登録原票の登録事項との照合 (3)　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提　案　理　由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を利用した印鑑登録証明書の申請を追加する等のため、この条例を定めようとする。

第72号議案

岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年岐阜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第48条　指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じな	第48条　削除

ければならない。	
（準用） 第64条　第6条、第9条及び第4節（第13条、第25条第1項及び第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条、第48条並びに第53条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。	（準用） 第64条　第6条、第9条及び第4節（第13条、第25条第1項及び第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条並びに第53条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。
（準用） 第85条　第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第85条において準用する第39条第6号」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第84条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。	（準用） 第85条　第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第85条において準用する第39条第6号」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第84条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。
第5節　共生型障害児通所支援に関する基準	第5節　共生型障害児通所支援に関する基準
（準用） 第86条　第9条、第10条、第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第59条まで、第79条及び第84条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援を	（準用） 第86条　第9条、第10条、第14条から第24条まで、第26条から第32条まで、第34条、第36条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第59条まで、第79条及び第84条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービ

いう。）の事業について準用する。	スに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。
（準用） 第98条　第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第6項及び第7項を除く。）、第28条の2、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第96条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第28条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。	（準用） 第98条　第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第6項及び第7項を除く。）、第28条の2、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第96条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第28条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。
（準用） 第103条　第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項を除く。）、第28条の3から第32条まで、第34条、第36条か	（準用） 第103条　第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項を除く。）、第28条の3、第29条から第32条まで、第34条、

ら第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条、第45条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第103条において準用する第96条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第28条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当	第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条、第45条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第103条において準用する第96条第1項から第3項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第28条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当

者等」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

提　案　理　由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

第73号議案

岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条　岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第14条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確	第14条　削除

認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	

（岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条　岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年岐阜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第14条　（略） （児童対象性暴力等の防止） 第14条の2　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	（虐待等の禁止） 第14条　（略）

（岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条　岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前

（業務継続計画の策定等） 第13条　（略） （児童対象性暴力等の防止） 第13条の2　児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	（業務継続計画の策定等） 第13条　（略）

（岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条　岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第3条の2　（略） （児童対象性暴力等の防止） 第3条の3　幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学	（虐待等の禁止） 第3条の2　（略）

校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	

（岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第5条　岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岐阜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
（管理運営等） 第12条　（略） 2～11　（略） 12　認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）	（管理運営等） 第12条　（略） 2～11　（略）

に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	

附　則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

提　案　理　由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

第74号議案

岐阜市斎場条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市斎場条例の一部を改正する条例

岐阜市斎場条例（平成4年岐阜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表（第8条関係）
1　（略）
2　式場等使用料
<table>
<tr><th>施設名</th><th>施設の概要</th><th>市民</th><th>市民以外</th></tr>
<tr><td>式場</td><td>（略）</td><td rowspan="3">（略）</td><td rowspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>遺族控室</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>僧侶控室</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考
1～3　（略）
</td><td>
別表（第8条関係）
1　（略）
2　式場等使用料
<table>
<tr><th>施設名</th><th>施設の概要</th><th>市民</th><th>市民以外</th></tr>
<tr><td>式場1</td><td>160席
200人収容</td><td rowspan="3">通夜から告別式
62,000円
通夜のみ　31,000円
告別式のみ　31,000円</td><td rowspan="3">通夜から告別式
125,000円
通夜のみ　62,000円
告別式のみ　62,000円</td></tr>
<tr><td>遺族控室1</td><td>和室
10畳</td></tr>
<tr><td>僧侶控室1</td><td>和室
6畳</td></tr>
<tr><td>式場2</td><td>（略）</td><td rowspan="3">（略）</td><td rowspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>遺族控室2</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>僧侶控室2</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考
1～3　（略）
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提　案　理　由

式場1を廃止するため、この条例を定めようとする。

第75号議案

岐阜市勤労会館条例を廃止する条例制定について

岐阜市勤労会館条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市勤労会館条例を廃止する条例

岐阜市勤労会館条例（昭和58年岐阜市条例第9号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

提　案　理　由

岐阜市勤労会館を廃止するため、この条例を定めようとする。

第76号議案

岐阜市勤労者ふれあいセンター条例を廃止する条例制定について

岐阜市勤労者ふれあいセンター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市勤労者ふれあいセンター条例を廃止する条例

岐阜市勤労者ふれあいセンター条例（平成15年岐阜市条例第21号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

提　案　理　由

岐阜市勤労者ふれあいセンターを廃止するため、この条例を定めようとする。

第77号議案

岐阜市景観条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市景観条例の一部を改正する条例

岐阜市景観条例（平成7年岐阜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
目次 前文 第1章～第10章　（略） 第11章　景観整備推進法人（第38条） 第12章　（略） 附則 （届出を要しない行為） 第15条　法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(7)　（略） (8)　通常の管理行為及び軽易な行為（法第16条第8項第1号に掲げる行為を除く。） 2　前項の規定にかかわらず、景観計画重要区域（金華区域並びに金華山・長良川区域におけるB地区及びC地区に限る。）内における法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(4)　（略） 3　前2項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区内における法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲	目次 前文 第1章～第10章　（略） 第11章　景観整備機構（第38条） 第12章　（略） 附則 （届出を要しない行為） 第15条　法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(7)　（略） (8)　通常の管理行為及び軽易な行為（法第16条第7項第1号に掲げる行為を除く。） 2　前項の規定にかかわらず、景観計画重要区域（金華区域並びに金華山・長良川区域におけるB地区及びC地区に限る。）内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(4)　（略） 3　前2項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲

げる行為とする。 (1)・(2)　（略） 第11章　景観整備推進法人 第38条　市長は、法第92条第1項の規定により景観整備推進法人を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 2　前項の規定は、法第95条第3項の規定による景観整備推進法人の指定の取消しについて準用する。	げる行為とする。 (1)・(2)　（略） 第11章　景観整備機構 第38条　市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 2　前項の規定は、法第95条第3項の規定による景観整備機構の指定の取消しについて準用する。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

提　案　理　由

景観法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

第78号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

1 契約の目的　　藍川小学校校舎解体工事

2 契約金額　　243,540,000円

3 契約の相手方　岐阜市大池町3番地の1

巴産業株式会社

代表取締役 長尾　佳春

第79号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

1 契約の目的　　藍川東中学校校舎解体工事

2 契約金額　　269,500,000円

3 契約の相手方　岐阜市六条片田一丁目3番1号
塩谷建設株式会社
代表取締役　五十川　栄喜

第80号議案

財産の取得について

次のとおり物品を購入するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

1 購入物品　　梯子車　2台

2 購入金額　　439,818,980円

3 契約の相手方　岐阜市金園町三丁目25番地

株式会社ウスイ消防

代表取締役　臼井　潔

第81号議案

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和７年１月 17 日午後１時 26 分頃岐阜市御望三丁目地内で発生した農業用パイプラインの止水栓蓋管理瑕疵による原動機付自転車転倒事故に係る損害について和解し、次のとおり賠償するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

1	損害賠償の額	1,250,095 円
2	和解及び損害賠償の相手方	本巣市在住 個人

第82号議案

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線を別紙調書のとおり認定及び廃止するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

市　道　路　線　認　定　調　書				
整理番号	路　線　名	起点 終点	重要な経過地	摘　要
1	加　野　南　１　５　号　線	向加野二丁目　6番32地先 大字加野字辻下　1896番1		
2	加　野　南　１　６　号　線	大字加野字辻下　1897番地先 向加野一丁目　18番43地先		
3	加　野　南　１　７　号　線	向加野一丁目　19番7地先 同　147番地先		
4	芥　見　１　４　０　号　線	祇園一丁目　115番3地先 同　146番1地先		
5	芥　見　１　４　１　号　線	祇園一丁目　102番1地先 同　83番3		
理由　藍川橋架替による路線網整備に伴い市道路線に編入する。				

市　道　路　線　廃　止　調　書				
整理番号	路　線　名	起点 終点	重要な経過地	摘　要
1	芥　見　2　号　線	祇園一丁目　103番地先 同　83番2地先		
理由　藍川橋架替による路線網整備に伴い不用となる。				

第84号議案

令和８年度岐阜市病院事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和８年度岐阜市病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度岐阜市病院事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第１款　病院事業収益	26,502,462 千円	36,000 千円	26,538,462 千円
第２項　医業外収益	2,420,328 千円	36,000 千円	2,456,328 千円
	支	出	
第１款　病院事業費用	27,329,199 千円	36,000 千円	27,365,199 千円
第１項　医業費用	26,172,144 千円	36,000 千円	26,208,144 千円

令和８年９月１日提出

岐阜市長　柴橋　正直

令和8年度岐阜市病院事業会計補正予算実施計画

収　益　的　収　入　及　び　支　出

収　　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
			千円	千円	千円
1病院事業収益			26,502,462	36,000	26,538,462
	2医業外収益		2,420,328	36,000	2,456,328
		5その他医業外収益	279,417	36,000	315,417

支　　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
			千円	千円	千円
1病院事業費用			27,329,199	36,000	27,365,199
	1医業費用		26,172,144	36,000	26,208,144
		3経費	4,078,626	36,000	4,114,626

令和８年度岐阜市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書
（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

	千円
１ 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 847,206
減価償却費	1,615,305
固定資産除却費	38,254
長期前払消費税の増減額（△は増加）	15,093
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 665
退職給付引当金の増減額（△は減少）	249,325
賞与引当金の増減額(△は減少)	136,792
長期貸付金の返還免除額	22,692
長期前受金戻入額	△ 909,404
受取利息及び受取配当金	△ 3,600
支払利息	97,575
未収金の増減額（△は増加）	155,635
未払金の増減額（△は減少）	△ 528,745
たな卸資産の増減額(△は増加)	4,500
小　　計	45,551
利息及び配当金の受取額	3,600
利息の支払額	△ 97,575
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 48,424
２ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 890,060
国庫補助金等による収入	840,553

長期貸付金の貸付による支出	△ 33,000
長期貸付金の返還による収入	1,308
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 81,199
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,345,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,026,165
リース債務の返済による支出	△ 17,285
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 698,350
資金増加額（又は減少額）	△ 827,973
資金期首残高	3,658,658
資金期末残高	2,830,685

令和８年度岐阜市病院事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

資　産　の　部

１　固定資産	千円	千円	千円	千円
(1)　有形固定資産				
イ　土地		129,858		
ロ　建物	24,387,885			
減価償却累計額	15,547,964	8,839,921		
ハ　構築物	70,645			
減価償却累計額	67,021	3,624		
ニ　器械備品	10,471,584			
減価償却累計額	7,039,844	3,431,740		
ホ　車両	17,327			
減価償却累計額	14,173	3,154		
ヘ　リース資産	78,566			
減価償却累計額	4,667	73,899		
ト　建設仮勘定		15,636		
有形固定資産合計			12,497,832	
(2)　無形固定資産				
イ　その他無形固定資産		340,305		
無形固定資産合計			340,305	
(3)　投資その他の資産				
イ　長期貸付金		27,500		
ロ　長期前払消費税		569,559		
投資その他の資産合計			597,059	
固定資産合計				13,435,196

2 流動資産			
(1) 現金預金		2,830,685	
(2) 未収金	3,739,522		
貸倒引当金	16,983	3,722,539	
(3) 貯蔵品		155,219	
流動資産合計			6,708,443
資産合計			20,143,639

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,260,404		
企業債合計		6,260,404	
(2) リース債務		56,463	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	3,446,280		
引当金合計		3,446,280	
固定負債合計			9,763,147
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,493,504		
企業債合計		2,493,504	
(2) リース債務		4,818	
(3) 未払金		1,648,218	

(4) 引当金			
イ 賞与引当金	901,622		
引当金合計		901,622	
(5) 預り金		88,062	
流動負債合計			5,136,224
5 繰延収益			
長期前受金		16,558,283	
収益化累計額		12,407,873	
繰延収益合計			4,150,410
負債合計			19,049,781
資本の部			
6 資本金			4,707,236
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 一般会計補助金	21,600		
資本剰余金合計		21,600	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	445,448		
ロ 当年度未処理欠損金	4,080,426		
利益剰余金合計		△ 3,634,978	
剰余金合計			△ 3,613,378
資本合計			1,093,858
負債資本合計			20,143,639

第85号議案

損害賠償の額を定めることについて

令和4年2月7日岐阜市鹿島町七丁目1番地岐阜市民病院で発生した医療事故に係る損害について、次のとおり賠償するものとする。

令和8年9月1日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

1　損害賠償の額　　36,000,000円

2　損害賠償の相手方　岐阜市在住
　　個人

第86号議案

令和８年度岐阜市下水道事業会計補正予算（第２号）

（総　則）

第１条　令和８年度岐阜市下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第２条　令和８年度岐阜市下水道事業会計予算第４条本文括弧書中「2,817,339千円」を「2,827,339千円」に、「267,002千円」を「267,911千円」に、「1,912,272千円」を「1,921,363千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第１款　資本的支出	9,051,169 千円	10,000 千円	9,061,169 千円
第１項　建設改良費	5,062,303 千円	10,000 千円	5,072,303 千円

令和８年９月１日提出

岐阜市長　柴　橋　正　直

令和８年度岐阜市下水道事業会計補正予算実施計画

資　本　的　収　入　及　び　支　出

支　　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
			千円	千円	千円
１資本的支出			9,051,169	10,000	9,061,169
	１建設改良費		5,062,303	10,000	5,072,303
		５事業調査費	35,300	10,000	45,300

令和８年度岐阜市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

	千円
１ 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	304,868
減価償却費	3,829,958
固定資産除却費	48,526
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 640
退職給付引当金の増減額（△は減少）	57,246
賞与引当金の増減額（△は減少）	5,447
長期前受金戻入額	△ 1,667,304
受取利息及び受取配当金	△ 1,125
支払利息	664,993
未収金の増減額（△は増加）	201,365
未払金の増減額（△は減少）	△ 206,045
小　　計	3,237,289
利息及び配当金の受取額	1,125
利息の支払額	△ 664,993
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,573,421
２ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 4,749,186
無形固定資産の取得による支出	△ 95,648
国庫補助金等による収入	1,844,122

投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,000,712
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	4,294,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,988,866
財務活動によるキャッシュ・フロー	305,234
資金増加額（又は減少額）	△ 122,057
資金期首残高	1,842,720
資金期末残高	1,720,663

令和８年度岐阜市下水道事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

資産の部			
１　固定資産	千円	千円	千円　　千円
(1)　有形固定資産			
イ　土地		7,726,036	
ロ　建物	17,242,854		
減価償却累計額	6,677,569	10,565,285	
ハ　構築物	151,688,061		
減価償却累計額	72,775,990	78,912,071	
ニ　機械及び装置	33,856,974		
減価償却累計額	21,714,408	12,142,566	
ホ　車両運搬具	19,361		
減価償却累計額	16,521	2,840	
ヘ　工具、器具及び備品	169,254		
減価償却累計額	120,711	48,543	
ト　建設仮勘定		550,168	
有形固定資産合計			109,947,509
(2)　無形固定資産			
イ　施設利用権		3,195,596	
ロ　ソフトウェア		12,271	
ハ　電話加入権		217	
無形固定資産合計			3,208,084
(3)　投資その他の資産			
イ　出資金		3,500	

投資その他の資産合計		3,500	
固定資産合計			113,159,093
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,720,663	
(2) 未収金	738,670		
貸倒引当金	14,205	724,465	
流動資産合計			2,445,128
資産合計			115,604,221

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	45,241,833		
企業債合計		45,241,833	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	619,027		
引当金合計		619,027	
固定負債合計			45,860,860
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,822,069		
企業債合計		3,822,069	
(2) 未払金		486,309	
(3) 引当金			

イ 賞与引当金	71,375		
引当金合計		71,375	
(4) 預り金		11,480	
流動負債合計			4,391,233
5 繰延収益			
長期前受金		85,857,367	
収益化累計額		39,865,431	
繰延収益合計			45,991,936
負債合計			96,244,029

資本の部

6 資本金			15,261,908
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	2,276,716		
ロ 県補助金	65,685		
ハ 一般会計補助金	228,149		
ニ 工事負担金	53,238		
ホ 受贈財産評価額	67,037		
資本剰余金合計		2,690,825	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	678,929		
ロ 当年度未処分利益剰余金	728,530		
利益剰余金合計		1,407,459	

剰　余　金　合　計	4,098,284
資　本　合　計	19,360,192
負　債　資　本　合　計	115,604,221